

無くそう!違法駐車



▲札幌駅前通の違法駐車

違法駐車は、交通事故を引き起こすだけでなく、渋滞を招いたり、緊急車両の活動を妨げたりします。

また、一台でも駐車するとその車を中心に次々と違法駐車が増えていきます。

取り締まりの強化

駐車違反の取り締まりを強化した改正道路交通法が六月一日(木)から施行され、都心部では違法駐車が約八割減少するといった効果が出ています。

◆ここが変わった道交法

①短時間駐車を取り締まりが強化されました。運転手が乗っていない放置車両については、時間の長短にかかわらず

取り締まりの対象になりました。※車両とは、自動車(オートバイなどの自動二輪車を含む)や原動機付自転車などを言います。

②取り締まり業務の一部が民間委託されました。民間の駐車監視員は二人一組で、都心部や主要な地下鉄駅周辺・バス路線などを中心に巡回し、放置車両の確認と確認標章(駐車違反ステッカー)の取り付けを行います。



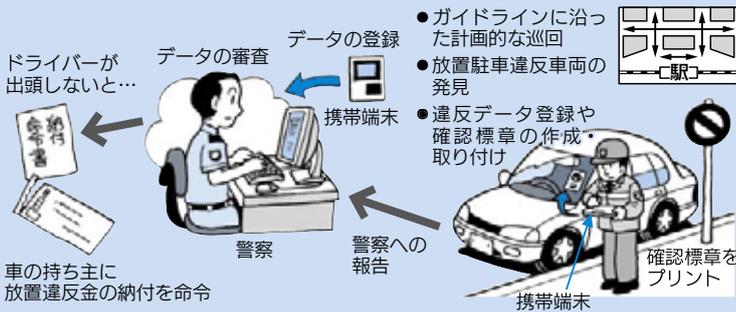
▲放置車両を確認する駐車監視員

※主な活動地域は下図参照。

③車の持ち主の責任を追究します。放置駐車違反を行った運転者が反則金を納めない場合、その車両の持ち主(通常は車検証の使用者欄に記載されている者)に対して「放置違反金」の納付が命じられます。

す。さらに、放置違反金を滞納している人は車検が拒否されたり、常習違反者は車両の使用が制限されます。

駐車監視員の活動と放置違反金制度の流れ



放置駐車違反金表(普通車の場合)

運転者が出頭したとき

違反態様	反則金	点数
駐停車違反	18,000円	3点
駐車違反	15,000円	2点

運転者が判明せず、使用者が放置違反金を支払うとき

違反態様	放置違反金	点数
駐停車違反	18,000円	なし
駐車違反	15,000円	なし

駐車監視員の活動地域

【重点地域】駅前地区と大通地区(中央警察署管内)



【最重点・重点地域】西28丁目地下鉄駅前地区(西警察署管内)



駐車監視員の活動は主に各地区的な最重点・重点地域において、終日行われます。

--- 重点地域  
—— 最重点地域

【重点地域】すすきの地区(中央警察署管内)



【重点地域】中島・行啓地区(南警察署管内)

